

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」 の実現を目指して

自殺対策と生活困窮者支援の連携事例

生活困窮者自立支援制度 従事者養成研修
テーマ別研修：孤独・孤立のアウトリーチ

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人
いのち支える自殺対策推進センター
Japan Suicide Countermeasures Promotion Center

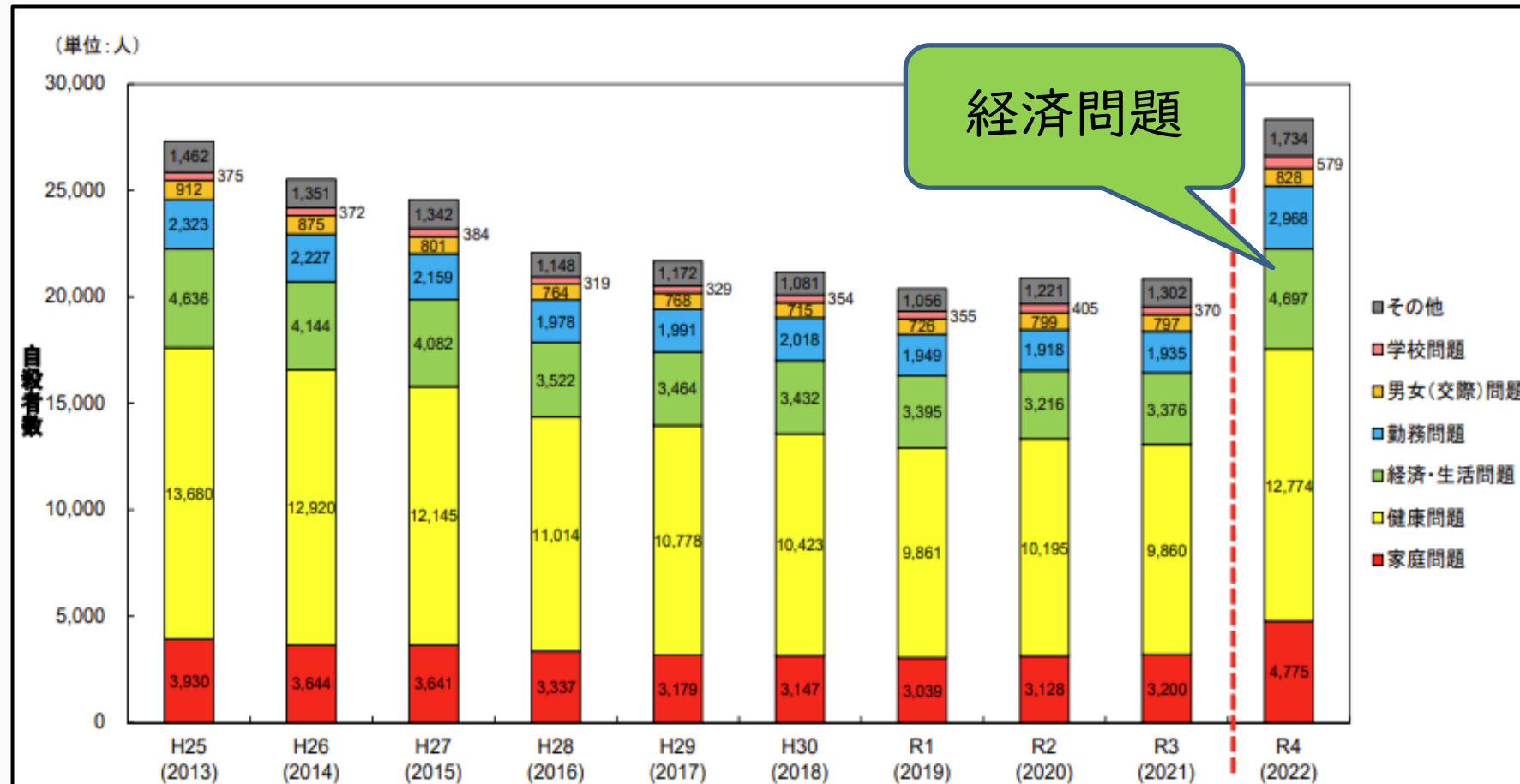
生水 裕美

本日お伝えすること

- (1) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度の連携
- (2) 事例紹介
多重債務を抱えた男性の生活再建
～生活保護を活用した連携事例～
- (3) 参考資料

Ⅰ 自殺対策と生活困窮者自立支援制度の連携

自殺の原因・動機別自殺者数の年次推移

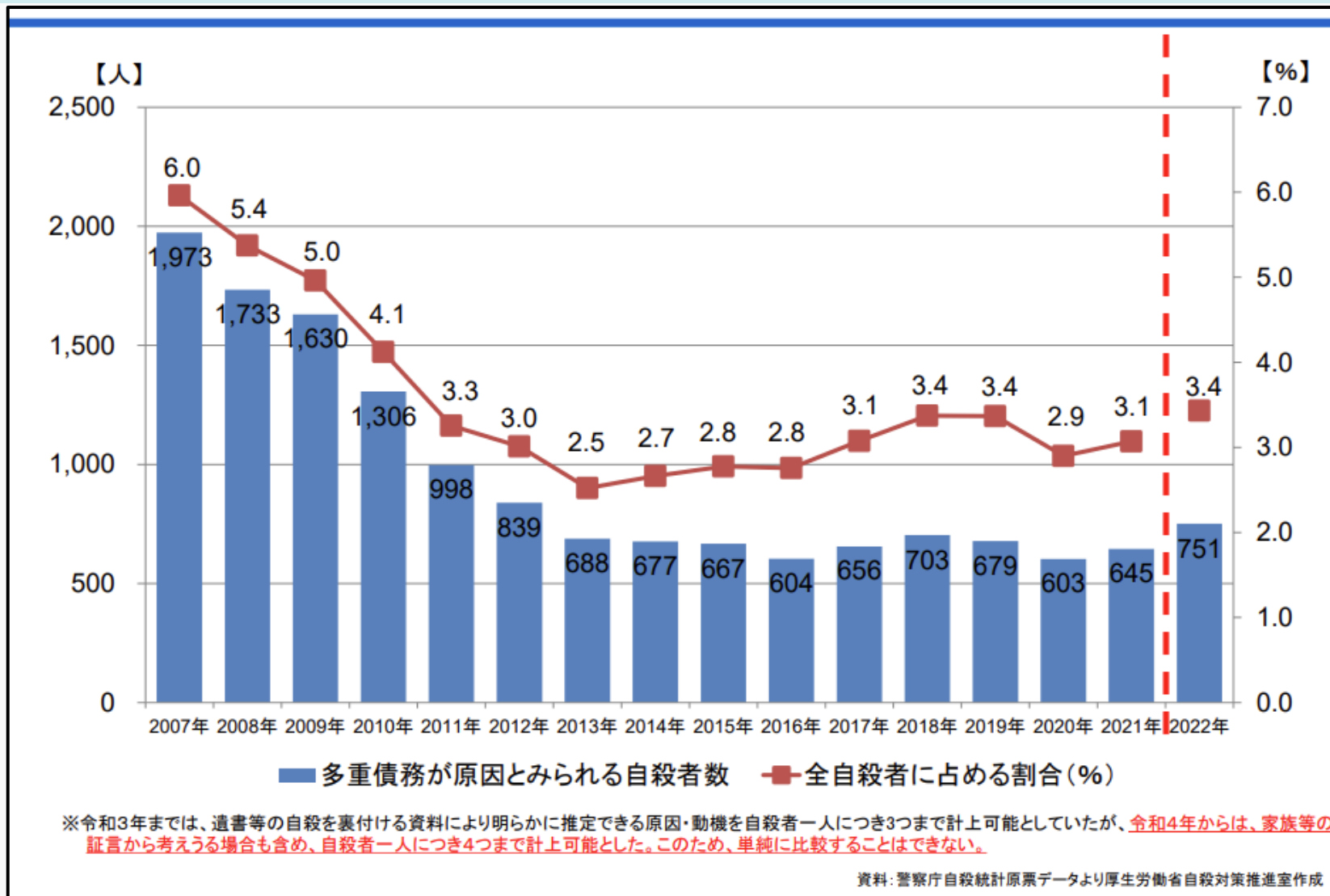


経済問題

令和4年の自殺者21,881人のうち、経済・生活が原因・動機としてあげられた者は4,697人に及ぶ。

※自殺の原因・動機に関して、令和3年までは、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺者一人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年からは、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者一人につき4つまで計上可能とした。このため、単純に比較することはできない。

多重債務が原因とみられる自殺者数



参考：多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向（令和5年6月2日）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kondankai/dai21/siryou1-1.pdf>

令和5年1月から
償還開始～

*確定値
貸付決定件数
382.3万件

貸付決定額
1兆4,431億円

申請期間（終了） 令和2年3月25日～令和4年9月末

○緊急小口貸付

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用をお貸しします。

*貸付上限額 20万円以内

○総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用をお貸しします。

貸付期間：原則3ヶ月以内

*貸付上限額

（二人以上世帯）月20万円以内

（単身世帯）月15万円以内

特例貸付の償還免除・猶予申請について

*申請先/社会福祉協議会

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin/index.html

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置 「緊急小口資金等の特例貸付」返済免除について

返済免除のポイント

- 返済免除は、資金の種類ごとに一括して行います。
①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付です。
- **借受人と世帯主が住民税非課税**（均等割・所得割いずれも）であれば、**返済免除**の対象とします。そのほかの世帯員の課税状況は問いません（※免除決定時点で返済している金額は免除対象外）。
- 免除要件等は、資金種類により異なります。（下記図参照）
- 上記以外にも、判定年度以降に借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合は残債が一括免除となるほか、返済中に借受人の死亡や失踪宣告、精神保健福祉手帳（1級）または身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けた場合、自己破産等の返済中も返済困難な状況があれば、全部または一部の返済を免除できる場合があります。
- **返済免除は申請が必要です**（※対象の方は自動的に免除されるわけではありません）。社会福祉協議会から通知をご確認のうえ、期限内の申請をお願いします。
転居等で申請時と住所が異なる場合は、貸付申請の手続きをした社会福祉協議会までご連絡ください。

コロナ特例貸付の返済にお困りの方へ ～返済時期を遅らせる猶予（ゆうよ）の方法があります～



たとえば、次のような事情で緊急小口資金等の返済にお困りではありませんか？

- ✓ 災害にあった
- ✓ 病気で働けない
- ✓ 仕事をなくしてしまった
- ✓ 他の借金も返済を遅らせている
- ✓ 収入が低くて生活が苦しい
- ✓ DV（家庭内暴力）から逃げている
- ✓ 多重債務がある
- ✓ 公共料金をずっと滞納している

返済時期を遅らせること（**ゆうよ**）ができる場合があります



このほか、毎月の返済額を減らす方法もあります
まずはお気軽にご相談ください



返済に関する具体的なご相談はこちら



お住まいの地域の社会福祉協議会
※連絡先は、社会福祉協議会から届いた案内文書や、ホームページ等からご確認ください



その他制度に関するお問合せはこちら

生活福祉資金貸付相談コールセンター
0120-46-1999（平日9:00-17:00、土日祝除く）

特例貸付「死亡による返済免除」(滋賀県)

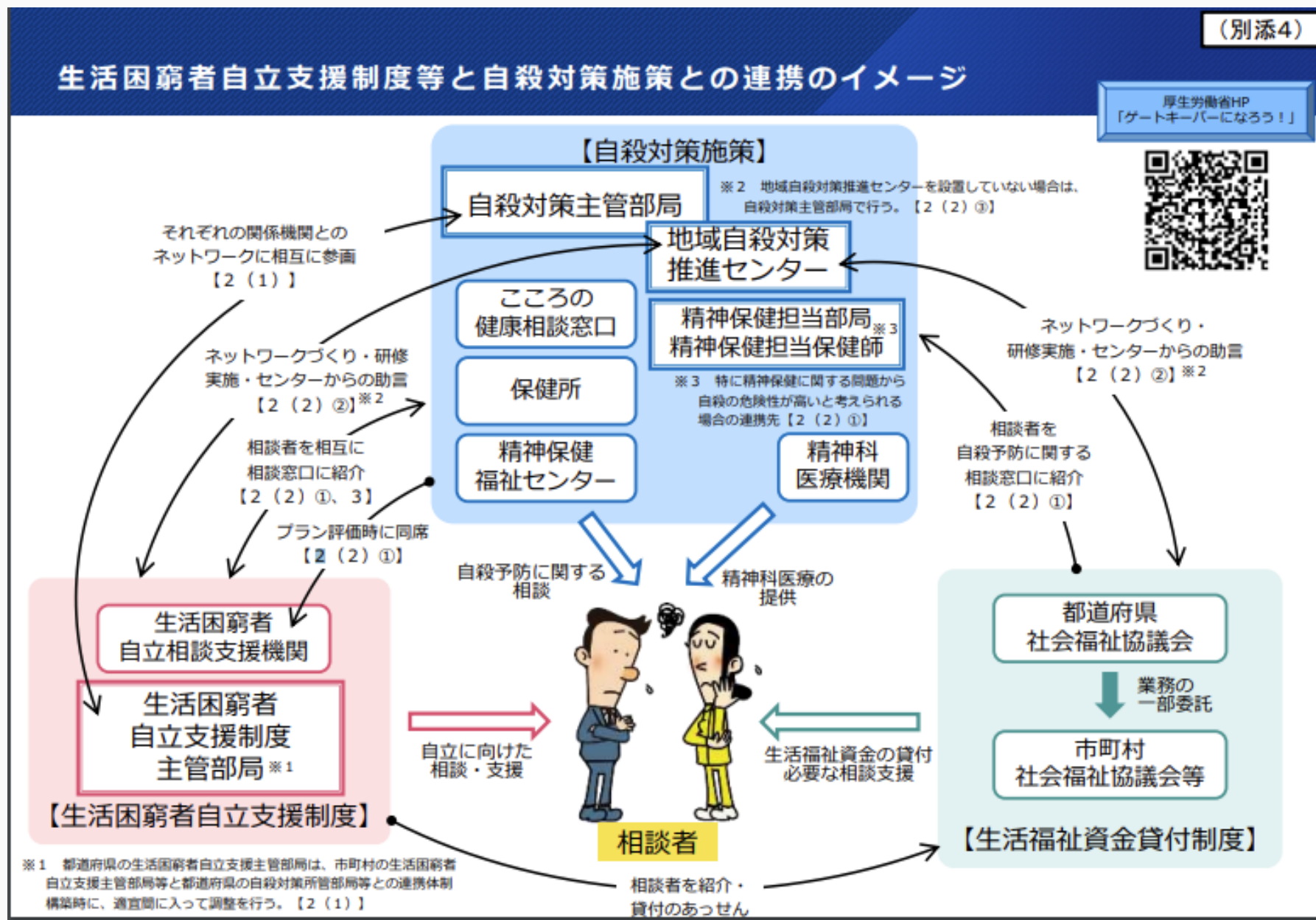
(月刊福祉7月号特集記事より)

*滋賀県社会福祉協議会の報告

特例貸付の返済免除申請

- ・死亡免除申請 93件(令和5年3月末時点)
(内) 自殺による死亡「13件」(添付の死亡診断書より)
- ・12月28日頃に低体温、低栄養のため死亡「1件」





(抜粋) 生活困窮者自立支援制度等と自殺対策施策との連携について

- 自殺は、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要である。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある。
- 「自殺総合対策大綱」において、「「多重債務問題改善プログラム」に基づき、多重債務者に対するカウンセリング体制の充実、セーフティネット貸付の充実を図る。」とされており、そのセーフティネット貸付の一つとして、生活困窮者に対して資金の貸付と必要な相談支援を行う生活福祉資金貸付制度が位置づけられている。そのため、生活福祉資金貸付制度についても、法に基づく支援と同様に自殺対策としっかりと連携することが重要である。

2 事例紹介

多重債務を抱えた男性の生活再建

～生活保護を活用した連携事例～

- 50代 男性
- アパート入居（単身世帯）
- 無職
- 多重債務

知人に連れられ
自立相談支援窓口に相談来所



- 電気工として自営業であったが、不景気の影響を受け廃業した。
- 就職活動をするが自分に合う仕事が見つからず気力を失った。
- 電気工事の仕事を単発で受けて日銭を稼いでいる。
- 自営業での多額の借金があり返済が出来ない状況。
- 家賃が払えず1年近く滞納し、車のローンも半年滞納している。
- 離婚後は一人暮らしで家族はなく、頼れる身内がない。

支援内容 ①相談の聞き取り（新規相談の受付）

○困りごと、状況を丁寧に伺う

- 借金があるため、家計改善支援員も同席して
自立相談支援員と一緒に聞き取りをする



家計改善支援員



自立相談支援員

支援内容 ②生活保護へのつなぎ

○収入がないため生活保護申請を助言

- ケースワーカーから生活保護の説明
- 生活再建のためにも申請を促す
- 生きる気力を失っているためか申請を拒否される

どうせ何しても無理や...

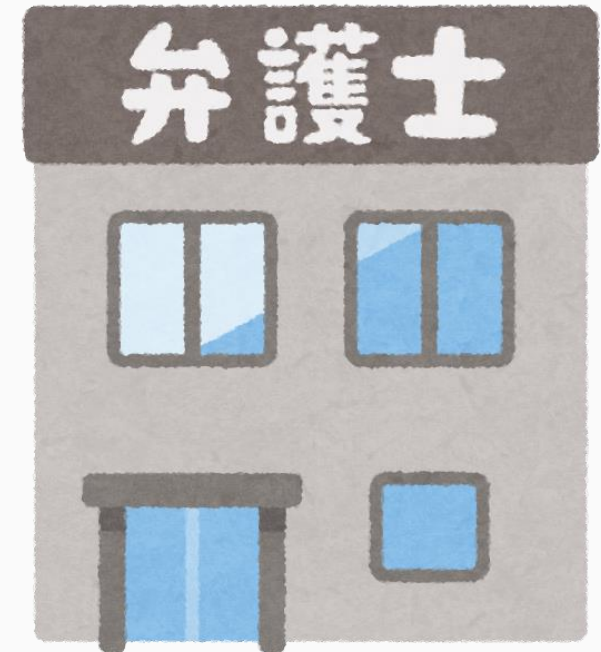


支援内容 ③債務整理

○多額の債務があったので債務整理を助言

- 弁護士事務所に連絡し相談予約
- 翌日、家計改善支援員が弁護士事務所に同行し相談
- 弁護士が受任

方針：自己破産申請
※費用は法テラス活用



債務整理：弁護士受任の流れ

①相談者と面談し聞き取り
「安心してお話してください」



②相談者から受任
「結構、払ってるね。引き受けるよ!」



③業者へ受任通知を送付
「私が引き受けました。」



④業者と交渉
「取引履歴を送ってね。」



民事法律扶助制度（日本司法支援センター法テラス）

◎民事法律扶助業務

経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の立替えを行なう制度です。

◎一般法律相談援助

収入と資産が資力基準以下の方が対象です（刑事事件に関する相談は対象外）
法テラスの事務所のほか、法テラスと契約している弁護士・司法書士の事務所でもご利用いただけます。

また、一定の条件を満たす方については、出張法律相談が可能です。

◎特定援助対象者に対する援助

高齢・障がい等で認知機能が十分でない方を対象に資力にかかわらず、福祉機関等の支援者の方からのお申込みで弁護士・司法書士がご自宅や入所施設等への出張法律相談を行う援助です。

●相談先「法テラス」0570-078374

参考・法テラスHP <https://www.houterasu.or.jp/index.html>

法的トラブルでお困りの方
法テラス・サポートダイヤル **0570-078374**
おなやみなし
平日9時～21時 土曜9時～17時

日本司法支援センター
法テラス

借金・離婚・相続・労働問題・犯罪被害…
こんなとき、まずは **法テラス** へ。



身近な法的トラブル
お気軽にお問合せください。

法テラスは、国が設立した公的な法人です。
法テラス・ホームページ <https://www.houterasu.or.jp>

自殺未遂 救急搬送

○弁護士事務所に遺書のFAXが届く

○アパートに急行し間一髪で自殺を食い止める

- 自殺対策の保健師に連絡しアパートに急行
- 小さな窓から呼び続ける
- フラフラの本人がカギを開け倒れこむ
- 救急車と警察に連絡し病院に搬送
- 診察の結果、命に別状なし
- 入院が出来ないため知人宅に頼み泊めてもらう



自殺未遂の理由

○本人の思い

- お世話になった人に自己破産するとは言えない
- 不義理はしたくない
- 死んで、生命保険で返したい
- 生活保護を受けてまで生きていたくない

孤独 気力減退 不眠
役に立たない...



支援会議の開催

○相談者の自殺未遂を受け、再企図を防ぐため関係機関が集まり支援会議（生活困窮者自立支援法第9条）を実施する



支援会議

会議の構成員に対する**守秘義務**を設けることで、構成員同士が安心して生活困窮者に関する**情報の共有等を行う**ことを可能とするものであり、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々のケースの情報の共有や、地域における必要な支援体制の検討を行うもの

本人同意がなくても
情報共有が可能

1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

漏洩

	重層的支援体制整備事業		生活困窮自立支援制度	
会議体	支援会議	重層的支援会議	支援会議	支援調整会議
根拠法令	社会福祉法 第106条の6	なし	生活困窮者 自立支援法第9条	なし
対象者	生活課題を抱える地域住 民及び その世帯	重層的支援体制 整備事業の利用者	生活困窮者	生活困窮者自立支援制度 の利用者
本人同意	不要	必要	不要	必要
守秘義務の 根拠（有無）	有（同法第106条の6⑤）	なし	有（同法第9条⑤）	なし
罰則	1年以下の懲役又は100 万円以下の罰金（同法第130 条の6）	—	1年以下の懲役又は100 万円以下の罰金（同法第28 条）	—
設置主体	市町村		福祉事務所設置自治体 （困窮制度主管部局）	主に 自立相談支援機関

支援会議の開催

○支援会議の構成員は固定ではなく、ケース毎に関係者を集める。

参加機関	活用制度・役割
社会福祉課	生活保護の申請
健康推進課	メンタルヘルス対応 医療機関への受診調整
弁護士	債務整理
社会福祉協議会	地域活動への参加の促し・見守り
自立相談支援機関（事務局）	関係機関の連絡調整・家庭訪問 ・自立相談支援員 ・家計改善支援員

生活再建 ①生活保護の申請

○決心されて生活保護申請をする

- 自殺未遂に至った思いを職員や保健師に話されたことで
安心されたのか、生活保護を受けて生活再建をしようと思われた。



本当に親身になってくれた
だから素直に相談しようと思えた

生活再建 ②孤立を防ぐ

○男性が孤立しないように、関係機関が手分けして訪問する

- 健康推進課
 - － 保健師が自宅訪問や電話による傾聴をする
 - － 「眠れない」ため精神科の受診同行をする
- 社会福祉協議会
 - － 地域のボランティア活動の案内
- ケースワーカー、自立相談支援機関
 - － 家庭訪問・関係機関の情報共有/連絡調整



生活再建 ③債務整理

○債務整理の結果、自己破産（免責決定）を受ける

- 債務整理の弁護士費用については法律扶助制度を活用
- 債務整理終了時に生活保護受給しているので返済免除となる。

参考：金融庁 多重債務者相談の手引き ～「頼りになる」相談窓口を目指して～

<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/20110831-1/01.pdf>

多重債務者相談の手引き

～「頼りになる」相談窓口を目指して～

平成23年8月

金融庁・消費者庁

はじめに

<相談を受ける方の心構え>

- 相談者は、地方公共団体の窓口を最後の頼みとして訪問します。
- 相談の基本は「話を聴く」こと。「頼りになる」窓口であることを示し、相談者に「安心して」話してもらうことが重要です。
- 相談内容を整理して担当部門・部署や専門家につないでいくというコーディネートが最大のミッションです。
- 決して難しい法律知識は必要ありません。

1. 相談者が来訪したら

【相談者を安心させましょう】

- (1) 相談者は日々の取立てや資金繰りのため、極度の疲労状態にあります。
「借金問題は必ず解決できる」ことを伝え、安心させます。
※ 借金の状況についてはあらかじめ、相談者を責めないようにしましょう。返済を責めても借金問題は解決せず、かえって相談者は心を閉ざしてしまいます。
- (2) 債務整理を弁護士・司法書士が受任し、貸金業者にその旨の通知をすれば、取立てが止まることを伝えます。
- (3) 相談内容は相談者の了承を得ない限り外部に漏れないことを伝えます。

【借金の状況を整理しましょう】

- (4) 相談者のプロフィール（年齢、年収、家族構成等）や借金の状況について相談カードなどにまとめていきます。

2. 債務整理方法の提示

～ 相談者の借金が多額となり、もはや債務整理によらなければ解決できない場合 ～

【債務整理の方法を伝えましょう】

- (1) 債務整理の4つの方法を伝えます。
※ 相談者が債務整理の手段のイメージを掴めれば十分です。
- ① 任意整理（裁判所を通さず、債権者と弁護士などの間で返済方法を和解決します。）
- ② 特定調停（裁判所が債権者と債務者の間に立ち、利害関係を調整します。）

生活再建 ④就労支援

○医師の意見書で就労可能となり就労支援を行う

- 福祉事務所の就労支援員が相談者に寄り添って対応
- 市役所内に設置したハローワークの常設窓口を利用
- ハローワークと市の就労支援員が連携して支援する
- 電気配線の仕事が決まり就職

→特定求職者雇用開発助成金
(生活保護受給者等雇用開発コース)が決定



参考:厚生労働省HP 特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_seikatsu.htm

生活再建 ⑤生活保護からの自立

○就職により収入が安定し生活保護から自立する

- 福利厚生もある会社で安心して働く
- 自立後は見守りも含め、再度の多重債務に陥らないように家計管理ができるよう家計改善支援事業を利用する
- 公営住宅に入居が決定し転居する



支援のながれ

相談受付	生活保護受給	生活保護からの自立
生活困窮者	被保護者	生活困窮者
生活困窮者自立支援法に基づく支援	生活保護法に基づく支援	生活困窮者自立支援法に基づく支援

現行の連携通知上は、こうした支援の切れ目が生じないように、福祉事務所への同行支援、自立相談支援機関から福祉事務所に対する相談受付・申込票等の共有による円滑な引継ぎ、個々の状況等に応じて、自立相談支援機関側での一定期間のフォローアップ等を求めている。

*社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第21回）資料2より抜粋

○平成30年10月1日付け事務連絡「生活困窮者自立支援制度と関係制度との連携について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000362597.pdf>

○生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和5年5月18日 第13版）49頁参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/001165350.pdf>

男性が自殺に追い込まれた心理

- 自分は役に立たない、価値がない人間
- どうせ何をしてしても無駄
- だれにも相談できず孤立
- 自殺が唯一の解決方法

弁護士へのFAX
「死にたい」、でも「助けてほしい」

生きづらさをかかえる人への支援

○相談者の対応で心がけていること

- 相談者の悩みや困りごとに真摯に耳を傾ける
- 相談者の状況を受け止めて思いを共感する
- 自殺未遂について批判や説教をしない

相談者の人生や生き様
を否定しない

○生きることの支援について

- 相談者が抱えている課題に対し必要な支援や社会資源が活用できるかを一緒に考える
- 安心して相談できる人とのつながりをつくる
- 安心して過ごせる場所など地域とのつながりをつくる
- 庁内関係課や地域の関係機関とチーム支援をする

おねがい

自殺総合対策大綱（5頁抜粋）

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）	
☐ 平成18年に自殺対策基本法が成立。 ☐ 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。	（注）令和4年10月14日閣議決定 第1次：平成28年7月25日閣議決定 第2次：平成28年7月25日閣議決定 第3次：平成28年7月25日閣議決定 第4次：平成28年7月25日閣議決定 第5次：平成28年7月25日閣議決定
第1 自殺総合対策の基本理念 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。 ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる。 阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等	第4 自殺総合対策における当面の重点施策 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る 5. 心の健康を支える職場の整備と心の健康づくりを推進する 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる 8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ 9. 遺された人への支援を充実する 10. 自殺防止の意識を強化する 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 12. 動物問題による自殺対策を更に推進する 13. 女性の自殺対策を更に推進する
第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識 ✓ 自殺は、その多くが思い込まれた末の死である。 ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態は未だ残っている。 ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。 ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する。	第5 自殺対策の取組目標 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進国の現状の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 （平成27年：18.5 → 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4
第3 自殺総合対策の基本方針 1. 生きることの包括的な支援として推進する。 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む。 3. 対応の段階に応じたレベルでの対策を効果的に推進させる。 4. 実践と啓発を両輪として推進する。 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確にし、その連携・協働を推進する。 6. 自殺者等の被害及び生活の平穏に配慮する。	第6 組織体制等 1. 国における推進体制 2. 地域における実践的な自殺対策の推進 3. 施策の評価及び管理 4. 大綱の見直し

自殺の背景ともなる生活困窮に対してしっかりと対応していくためには、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行うなどの取組を引き続き進めることなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要である。

自殺対策に重要な「生きることの包括的な支援」の視点をもって生活困窮者支援の取組みをいただくようお願いします。

參考資料

重層的支援体制整備事業と自殺対策との連携について

<https://www.mhlw.go.jp/content/jimuren0329-2.pdf>

事務連絡（令和3年3月29日）

自殺対策施策と重層的支援体制整備事業とが、対象者本人やその世帯の状況や意向と各々の支援者の専門性に応じて、しっかりと連携し支援を進めることが重要となります。

参自発 0329 第 1 号
社援地発 0329 第 7 号
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市
中 核 市
自殺対策主管部（局）長
民生主管部（局）長
殿

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公 印 省 略）

重層的支援体制整備事業と自殺対策との連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

自殺念慮者等支援における重層的支援会議・支援会議の活用

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/kitei/pdf/jimurenn031207kaigi-jisatsu.pdf>

事務連絡（令和3年12月7日）

重層的支援体制整備事業実施市町村におかれては、自殺念慮者等への支援を検討する場合には、重層的支援会議・支援会議の枠組みを活用し、個々の支援ニーズに応じて地域の関係部署・機関に対し積極的な参画を求めるとともに、自殺対策の庁内連携会議等と組み合わせ開催するなど、自殺対策関係部局の積極的な参画を引き続きお願いいたします。

事務連絡
令和3年12月7日

都道府県
各 指定都市
中核市
自殺対策主管部（局）
民生主管部（局）
御中

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室

自殺念慮者等支援における重層的支援会議・支援会議の活用について

令和3年4月1日から施行の属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）と自殺対策との連携に関しては、「重層的支援体制整備事業と自殺対策との連携について」（令和3年3月29日付参自発 0329 第1号・社援地発 0329 第7号大臣官房参事官（自殺対策担当）・社会・援護局地域福祉課長連名通知）により既に通知しているところです。また、自殺はその多くが「追い込まれた末の死」であり、その背景には様々な社会的要因があることが知られています。複雑化・複合化した課題を抱えている自殺念慮者やその家族等に対して「生きることの包括的な支援」を実施するためには地域の様々な関係機関等が連携して支援を行うことが必要です。

今般、地域における自殺対策の支援体制等に関する厚生労働大臣の指定調査研究等法人によるヒアリングの結果、自殺対策担当係等において医療機関や警察等の関係部署・機関からの自殺念慮者等の支援対象者に関する情報の収集や個人情報の取扱い等に苦慮している事例が散見されました。

自殺対策に関連する窓口（厚生労働省サイト）

▶ 支援情報検索サイト

悩み別、方法別、地域別ごとの相談窓口検索

<https://shienjoho.go.jp/>



▶ まもろうよ こころ

相談窓口、ゲートキーパー、自殺対策の取り組みなどの情報をわかりやすくまとめたサイト

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



▶ こころの耳

働く方やそのご家族、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などに向けて、メンタルヘルスケアに関するさまざまな情報や相談窓口を提供している、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



自治体職員向けゲートキーパー研修 eラーニングについて

自治体職員向けゲートキーパー研修 eラーニングについて

#研修・会議

#ゲートキーパー



●「ゲートキーパー」に関する自治体職員向けe-ラーニング教材公開のお知らせ

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。1人でも多くの方に、このような役割を担う「ゲートキーパー」としての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こしていただけるよう、この度、いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）では、自治体職員（自殺対策担当部署の他、教育委員会等を含む）を対象とした「ゲートキーパー」に関するe-ラーニング教材を作成しました。

各自治体で庁内関係部署等の職員を対象にゲートキーパー研修等を実施される際には、ぜひ本教材をご活用ください。

自治体向け研修教材

・【自治体職員向け】ゲートキーパー研修（連携編・傾聴編）受講・アクセスマニュアルはこちらからダウンロードしてください。 

なお、本研修教材は自治体職員を対象に作成されたものですが、ゲートキーパーについてご関心のある一般の方にもご覧いただけるよう、YouTubeで動画を公開しています。ただし、e-ラーニング上の確認テストを受けることはできませんので、下記のリンクから「確認テスト出題内容」をご確認ください。（回答は表示していません。）

・ゲートキーパー研修（連携編 - 約35分）

・ゲートキーパー研修（傾聴編 - 約15分）

・ゲートキーパー研修（連携・傾聴編 - 約50分）

・確認テスト出題内容 

- 自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。1人でも多くの方に、このような役割を担う「ゲートキーパー」としての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こしていただけるよう、この度、いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）では、自治体職員（自殺対策担当部署の他、教育委員会等を含む）を対象とした「ゲートキーパー」に関するe-ラーニング教材を作成しました。
- 各自治体で庁内関係部署等の職員を対象にゲートキーパー研修等を実施される際には、ぜひ本教材をご活用ください。
- なお、本研修教材は自治体職員を対象に作成されたものですが、ゲートキーパーについてご関心のある一般の方にもご覧いただけるよう、YouTubeで動画を公開しています。ただし、e-ラーニング上の確認テストを受けることはできませんので、下記のリンクから「確認テスト出題内容」をご確認ください。（回答は表示していません。）

<https://jscp.or.jp/community/gatekeeper.html>



情報から距離を置く

まずは原因となっている情報からいったん距離を置きましょう。



テレビを消す



インターネット検索をやめる



SNS、スマートフォンアプリの設定を変える

イラスト 村本 咲

相談先を探す

SNS相談先一覧

誰でも	若年女性	こども	など
-----	------	-----	----

電話相談一覧

誰でも	若年女性	こども
外国語対応	など	

都道府県政令指定都市別の相談窓口一覧

電話/SNS/チャット/メール/相談会/集い など

誰でも	自死遺族	暮らし	
こころ	介護	こども	女性
いじめ	など		

その他の相談先

電話/Line/メール/HPから など

誰でも	自死遺族	暮らし	
こころ	介護	こども	女性
安全	インターネット上の誹謗中傷	など	

ニュースレターのお知らせ

自殺対策の「いま」を届けるJSCPニュースレターにご登録ください。
登録は簡単、メールアドレスを入力いただくだけです。



NEWS

JSCPの日々の活動や
自殺対策の最新情報を
分かりやすくお届けします。



EVENTS

JSCPが行うフォーラムや
研修会等の開催情報を
お知らせします。



SPECIAL

インタビューなど、独自に
掘り下げたSPECIALコンテンツを
ご案内します。



登録は
こちら



いのち
支える